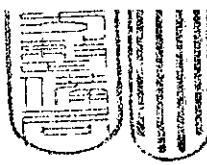


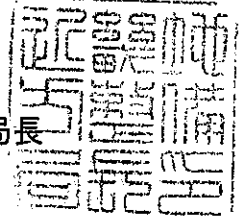
丹生ダム建設事業の検証に係る検討における
利水対策案等について（意見聴取）



国近整河環第57号
24ダ事 第142号
平成25年3月29日

近畿農政局長 様

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について
(意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。
ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証に係る検討において抽出した流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙のとおり貴職の意見を求めます。

つきましては、平成25年4月30日(火)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

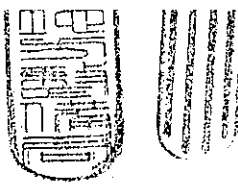
問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局

河川部 河川環境課

独立行政法人水資源機構 関西支社

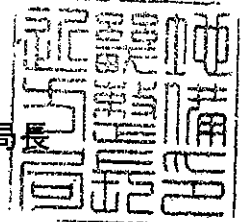
事業部 計画課



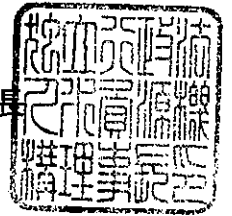
国近整河環第57号
24タ事 第142号
平成25年3月29日

三重県企業庁長 様

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について

(意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証に係る検討において抽出した流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙のとおり貴職の意見を求めます。

つきましては、平成25年4月30日(火)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局

河川部 河川環境課

独立行政法人水資源機構 関西支社

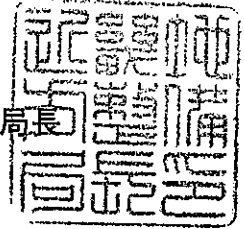
事業部 計画課



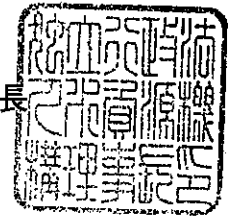
国近整河環第57号
24タ事 第142号
平成25年3月29日

京都府知事 様

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について

(意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証に係る検討において抽出した流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙のとおり貴職の意見を求めます。

つきましては、平成25年4月30日(火)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

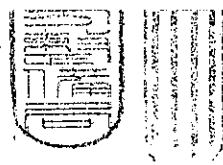
問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局

河川部 河川環境課

独立行政法人水資源機構 関西支社

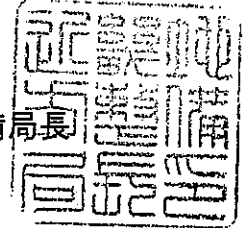
事業部 計画課



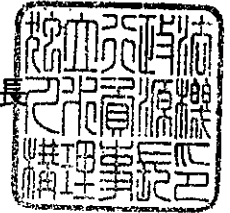
国近整河環第57号
24ダ事 第142号
平成25年3月29日

名張市長 様

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について
(意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。
ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証に係る検討において抽出した流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙のとおり貴職の意見を求めます。

つきましては、平成25年4月30日(火)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局

河川部 河川環境課

独立行政法人水資源機構 関西支社

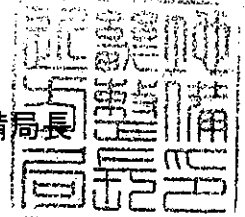
事業部 計画課



国近整河環第57号
24ダ事 第142号
平成25年3月29日

大阪市水道局長 様

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について

(意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証に係る検討において抽出した流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙のとおり貴職の意見を求めます。

つきましては、平成25年4月30日(火)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

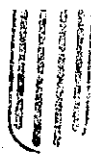
問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局

河川部 河川環境課

独立行政法人水資源機構 関西支社

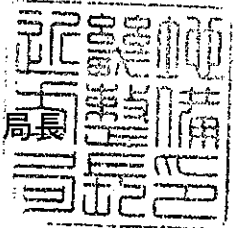
事業部 計画課



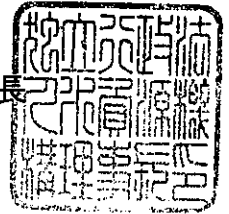
国近整河環第57号
24ダ事 第142号
平成25年3月29日

守口市水道事業管理者 様

国土交通省 近畿地方整備局



独立行政法人 水資源機構理事長



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について

(意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証に係る検討において抽出した流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙のとおり貴職の意見を求めます。

つきましては、平成25年4月30日(火)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

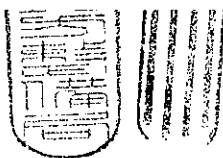
問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局

河川部 河川環境課

独立行政法人水資源機構 関西支社

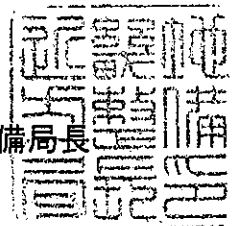
事業部 計画課



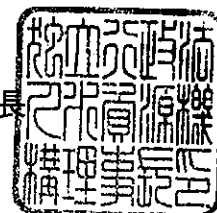
国近整河環第57号
24ダ事 第142号
平成25年3月29日

枚方市水道事業管理者 様

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について
(意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。
ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証に係る検討において抽出した流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙のとおり貴職の意見を求めます。

つきましては、平成25年4月30日(火)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

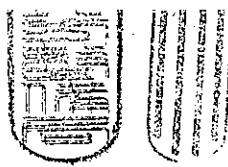
問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局

河川部 河川環境課

独立行政法人水資源機構 関西支社

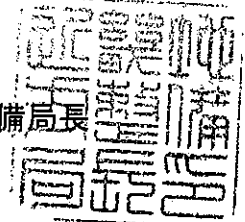
事業部 計画課



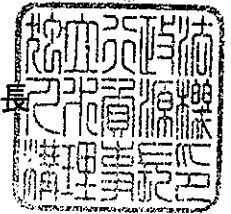
国近整河環第57号
24タ事 第142号
平成25年3月29日

尼崎市水道事業管理者 様

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について
(意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。
ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証に係る検討において抽出した流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙のとおり貴職の意見を求めます。

つきましては、平成25年4月30日(火)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

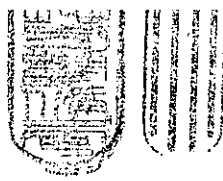
問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局

河川部 河川環境課

独立行政法人水資源機構 関西支社

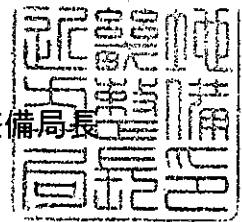
事業部 計画課



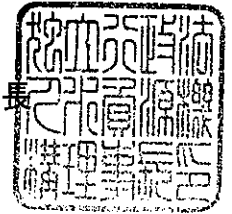
国近整河環第57号
24 々 事 第142号
平成 25 年 3月29日

伊丹市水道事業管理者 様

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について
(意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。
ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証に係る検討において抽出した流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙のとおり貴職の意見を求めます。

つきましては、平成 25 年 4 月 30 日(火)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局

河川部 河川環境課

独立行政法人水資源機構 関西支社

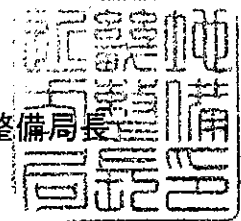
事業部 計画課



国近整河環第57号
24ダ事 第142号
平成25年3月29日

奈良市水道事業管理者 様

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について

(意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証に係る検討において抽出した流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙のとおり貴職の意見を求めます。

つきましては、平成25年4月30日(火)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

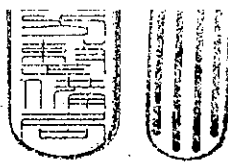
問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局

河川部 河川環境課

独立行政法人水資源機構 関西支社

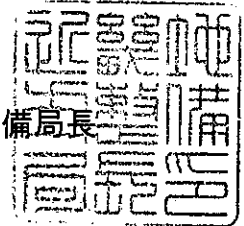
事業部 計画課



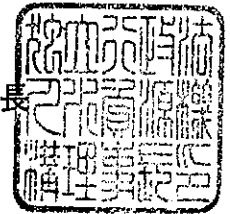
国近整河環第57号
24ダ事 第142号
平成25年3月29日

大阪広域水道企業団企業長 様

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について
(意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。
ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証に係る検討において抽出した流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙のとおり貴職の意見を求めます。

つきましては、平成25年4月30日(火)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局

河川部 河川環境課

独立行政法人水資源機構 関西支社

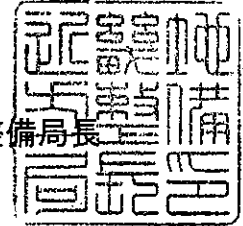
事業部 計画課



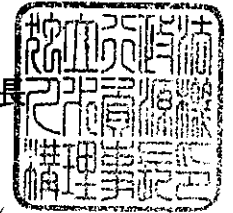
国近整河環第57号
24ダ事 第142号
平成25年3月29日

阪神水道企業団企業長 様

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について
(意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。
ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証に係る検討において抽出した流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙のとおり貴職の意見を求めます。

つきましては、平成25年4月30日(火)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局

河川部 河川環境課

独立行政法人水資源機構 関西支社

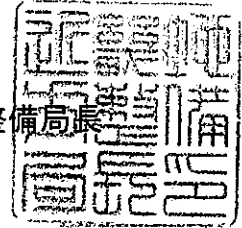
事業部 計画課



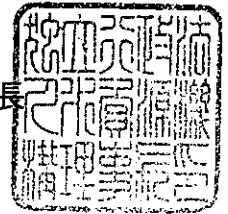
国近整河環第57号
24ダ事 第142号
平成25年3月29日

関西電力(株) 取締役社長 様

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について
(意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証に係る検討において抽出した流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙のとおり貴職の意見を求めます。

つきましては、平成25年4月30日(火)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局

河川部 河川環境課

独立行政法人水資源機構 関西支社

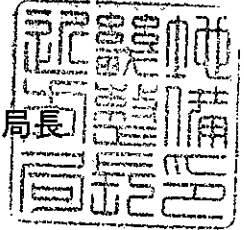
事業部 計画課



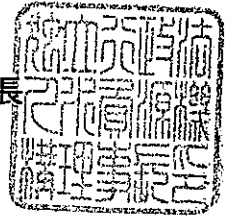
国近整河環第57号
24タ事 第142号
平成25年3月29日

中部電力(株) 取締役社長 様

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について
(意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。
ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証に係る検討において抽出した流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙のとおり貴職の意見を求めます。

つきましては、平成25年4月30日(火)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

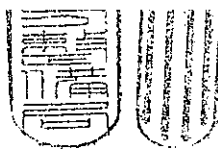
問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局

河川部 河川環境課

独立行政法人水資源機構 関西支社

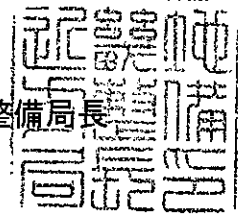
事業部 計画課



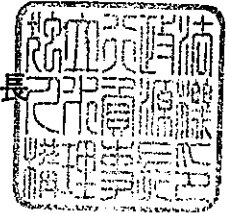
国近整河環第57号
24ダ事 第142号
平成25年3月29日

滋賀県知事 様

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について
(意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。
ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証に係る検討において抽出した流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙のとおり貴職の意見を求めます。

つきましては、平成25年4月30日(火)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局

河川部 河川環境課

独立行政法人水資源機構 関西支社

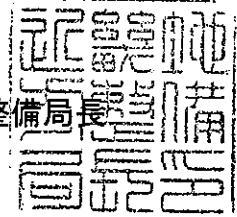
事業部 計画課



国近整河環第57号
24ダ事 第142号
平成25年3月29日

京都府知事 様

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について

(意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基つき、丹生ダム建設事業の検証に係る検討において抽出した流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙のとおり貴職の意見を求めます。

つきましては、平成25年4月30日(火)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局

河川部 河川環境課

独立行政法人水資源機構 関西支社

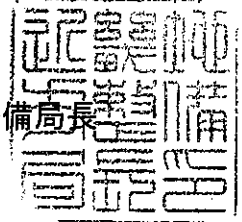
事業部 計画課



国近整河環第57号
24ダ事 第142号
平成25年3月29日

大阪府知事 様

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について
(意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。
ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証に係る検討において抽出した流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙のとおり貴職の意見を求めます。

つきましては、平成25年4月30日(火)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

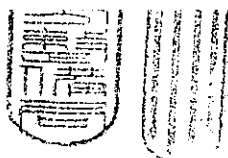
問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局

河川部 河川環境課

独立行政法人水資源機構 関西支社

事業部 計画課



国近整河環第57号
24ダ事 第142号
平成25年3月29日

長浜市長 様

国土交通省 近畿地方整備局



独立行政法人 水資源機構理事長



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について
(意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。
ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証に係る検討において抽出した流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙のとおり貴職の意見を求めます。

つきましては、平成25年4月30日(火)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

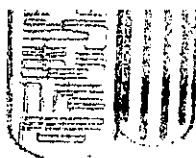
問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局

河川部 河川環境課

独立行政法人水資源機構 関西支社

事業部 計画課



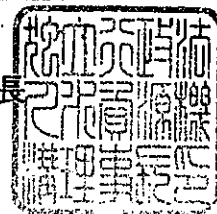
国近整河環第57号
24ダ事 第142号
平成25年3月29日

甲賀市長 様

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について
(意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。
ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証に係る検討において抽出した流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙のとおり貴職の意見を求めます。

つきましては、平成25年4月30日(火)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

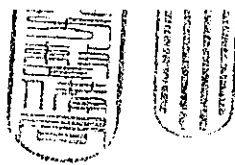
問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局

河川部 河川環境課

独立行政法人水資源機構 関西支社

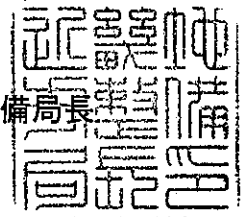
事業部 計画課



国近整河環第57号
24ダ事 第142号
平成25年3月29日

名張市長 様

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について
(意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。
ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証に係る検討において抽出した流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙のとおり貴職の意見を求めます。

つきましては、平成25年4月30日(火)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局

河川部 河川環境課

独立行政法人水資源機構 関西支社

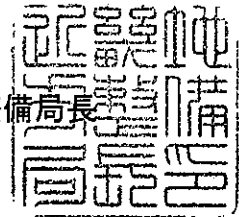
事業部 計画課



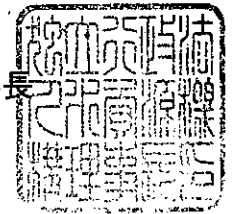
国近整河環第57号
24ダ事 第142号
平成25年3月29日

伊賀市長 様

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について
(意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。
ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証に係る検討において抽出した流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙のとおり貴職の意見を求めます。

つきましては、平成25年4月30日(火)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局

河川部 河川環境課

独立行政法人水資源機構 関西支社

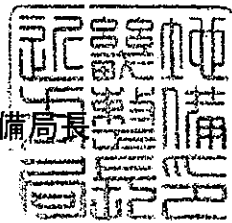
事業部 計画課



国近整河環第57号
24ダ事 第142号
平成25年3月29日

京都市長 様

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について
(意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。
ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証に係る検討において抽出した流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙のとおり貴職の意見を求めます。

つきましては、平成25年4月30日(火)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

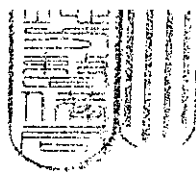
問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局

河川部 河川環境課

独立行政法人水資源機構 関西支社

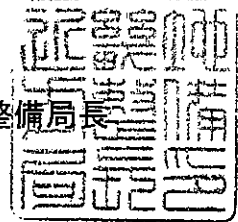
事業部 計画課



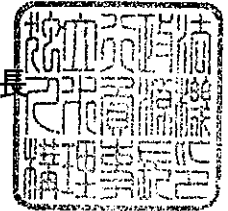
国近整河環第57号
24ダ事 第142号
平成25年3月29日

南丹市長 様

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について
(意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。
ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証に係る検討において抽出した流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙のとおり貴職の意見を求めます。

つきましては、平成25年4月30日(火)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局

河川部 河川環境課

独立行政法人水資源機構 関西支社

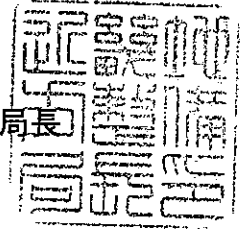
事業部 計画課



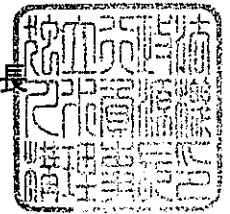
国近整河環第57号
24ダ事 第142号
平成25年3月29日

南山城村長 様

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について

(意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証に係る検討において抽出した流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙のとおり貴職の意見を求めます。

つきましては、平成25年4月30日(火)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

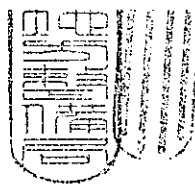
問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局

河川部 河川環境課

独立行政法人水資源機構 関西支社

事業部 計画課



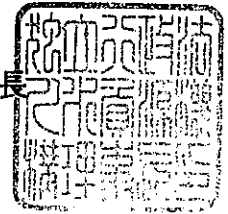
国近整河環第57号
24ダ事 第142号
平成25年3月29日

奈良市長 様

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について
(意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。
ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証に係る検討において抽出した流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙のとおり貴職の意見を求めます。

つきましては、平成25年4月30日(火)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

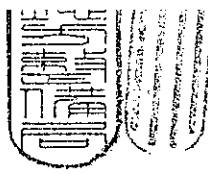
問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局

河川部 河川環境課

独立行政法人水資源機構 関西支社

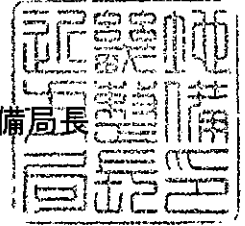
事業部 計画課



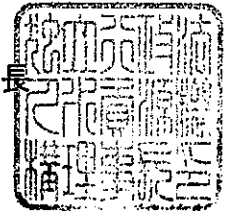
国近整河環第57号
24ダ事 第142号
平成25年3月29日

山添村長 様

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について

(意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証に係る検討において抽出した流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙のとおり貴職の意見を求めます。

つきましては、平成25年4月30日(火)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局

河川部 河川環境課

独立行政法人水資源機構 関西支社

事業部 計画課

丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について
(意見聴取)

去る平成21年12月3日国土交通省大臣の指示により「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」が設置され、平成22年9月27日に「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」がとりまとめられました。

これを受け、丹生ダム建設事業についても、国土交通省河川局長より「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について(平成22年9月28日付け 国河計調第7号)」に基づく、検討の指示を受けました。

このため、近畿地方整備局および水資源機構では、「丹生ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」を開催し、丹生ダムが目的としている治水、流水の正常な機能の維持、異常渇水時の緊急水の補給について、様々な対策案を立案し説明しました。これらに対して、構成員の皆様から頂いたご意見を参考に、下記にお示した流水の正常な機能の維持対策案2案、異常渇水時の緊急水の補給対策案4案が抽出されたところであります。(概略評価による対策案の抽出結果については、別添資料を参照ください)

つきましては、下記の対策案に対する貴職のご意見を求めます。

今後は、上記実施要領細目に基づき、貴職並びに関係各位のご意見を踏まえて、目標・コスト・実現性等の評価軸により検討することとなっています。

なお、本対策案については、対策案に係わる施設管理者、利水関係者、地権者等の関係者の方々との事前協議や調整は行わず、検討主体である近畿地方整備局および水資源機構が独自に概略検討したものであります。何卒、ご理解いただきますようお願いいたします。

これまでの検証の状況につきましては、下記の近畿地方整備局ならびに水資源機構ホームページの「検証対象ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」で閲覧いただくことが可能です。

国土交通省近畿地方整備局のホームページ

<http://www.kkr.mlit.go.jp/river/kensyou/kaigisiryoku.html>

独立行政法人水資源機構のホームページ

<http://www.water.go.jp/honsya/honsya/verification/niu.html>

1. 流水の正常な機能の維持対策案

- ・対策案3 水系間導水(余呉湖経由)
- ・対策案4 地下水取水

2. 異常渇水時の緊急水の補給対策案

- ・対策案1 河道外貯留施設(内湖掘削)
- ・対策案2 ダム再開発(野洲川ダム、日吉ダム、高山ダム、比奈知ダムかさ上げ)
- ・対策案3 水系間導水
- ・対策案4 地下水取水

3. 留意していただく点

頂いたご意見につきましては、「ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」において、公表する場合があります。あらかじめ、ご了承をお願い致します。

4. 回答期限

平成 25 年 4 月 30 日(火) までとさせていただきます。

5. 提出先

国土交通省 近畿地方整備局 河川部 河川環境課

住所: 〒540-8586 大阪府中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎 1 号館 7 階

6. 問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局 河川部 河川環境課

建設専門官 [REDACTED]、調整係長 [REDACTED]

住所: 〒540-8586 大阪府中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎 1 号館 7 階

電話: 06-6942-0608(河川環境課直通)

独立行政法人水資源機構 関西支社 事業部 計画課

課長 [REDACTED]

住所: 〒540-0005 大阪府中央区上町 A 番 12 号 上町セイワビル 6 階

電話: 06-6763-5182(代表)

丹生ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等に対するご意見

団体名	
担当者名	
連絡先(TEL)	
ご意見 1)流水の正常な機能の維持対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	
2)異常渇水時の緊急水の補給対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	

25 近計第 17 号

平成 25 年 4 月 24 日

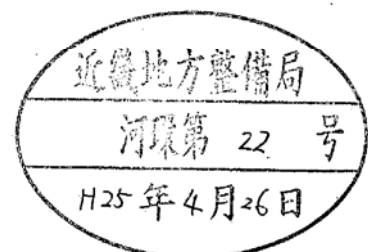
近畿地方整備局長 殿

近畿農政局長



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持
対策案等について（回答）

平成 25 年 3 月 29 日付け国近整河環第 57 号及び 24 ダ事第 142 号で照会のあった
標記の件について別添のとおり意見を提出します。

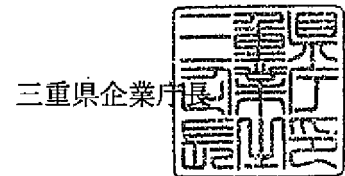


丹生ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等に対する意見

団体名	近畿農政局
担当者名	農村計画部 農村振興課 水利計画官 [REDACTED]
連絡先(TEL)	[REDACTED]
意見 1) 流水の正常な機能の維持対策案について	対策案3の「水系間導水(琵琶湖から導水(余呉湖経由))」、対策案4の「地下水取水」について かんがい用水、営農に支障がないように計画されたい。
2) 異常渇水時の緊急水の補給対策案について	対策案1の「河道外貯留施設」、対策案2の「ダム再開発」について かんがい用水、営農に支障がないように計画されたい。

三企第05-12号
平成25年4月22日

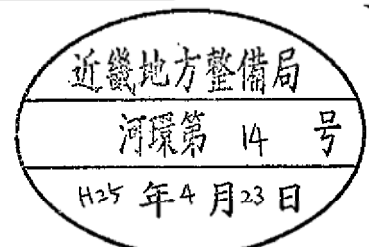
国土交通省 近畿地方整備局長 様



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について
(回答)

平成25年3月29日付け国近整河環第57号で意見聴取のありましたこのことについて、別紙のとおりです。

事務担当
三重県企業庁 電気事業課
電話： XXXXXXXXXX
FAX： XXXXXXXXXX



丹生ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等に対するご意見

団体名	三重県企業庁
担当者名	電気事業課 [REDACTED]
連絡先(TEL)	[REDACTED]
1)流水の正常な機能の維持対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	
3)異常渇水時の緊急水の補給対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	異常渇水時の緊急水の補給対策案 3 (水系間導水) 宮川第二発電所の発電に使用した流水を取水することになっておりますが、発電の運用は、一日の中でも発電放流量が大きく変化することがあり、安定して継続的に取水することは非常に難しいと考えられます。 また、宮川第二発電所の発電放流水は、三浦湾に放流され、運転開始から約50年以上経過しています。発電放流先である三浦湾では、この放流水を加味した新たな漁業環境が形成されています。このことから、対策案を具体化する場合には、関係自治体や漁業者などの地域関係者の合意形成を図ることが必要と考えられます。



5 建設第 1 4 3 号
平成 2 5 年 4 月 3 0 日

国土交通省 近畿地方整備局長 様

独立行政法人 水資源機構理事長 様

京 都 府 知 事

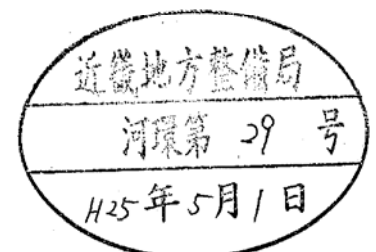


丹生ダム建設事業の検証に係る検討における

流水の正常な機能の維持対策案等について（回答）

平素は、京都府営水道事業の運営に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

平成 2 5 年 3 月 2 9 日付け国近整河環第 5 7 号、2 4 夕事第 1 4 2 号で意見聴取のことについて、別紙のとおり回答します。



丹生ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等に対する意見

団体名	京都府
担当者名	文化環境部 建設整備課 副課長 ■■■■■
連絡先 (TEL)	■■■■■
1) 流水の正常な機能の維持対策案について	
2) 異常渇水時の緊急水の補給対策案について	〔 対策案2 における 『ダム再開発（比奈知ダム、日吉ダムかさ上げ）』 〕 既に利水撤退している丹生ダムの代替案により、日吉・比奈知ダムの利水者に新たな負担が生じないようにしていただきたい。

<丹生ダムの利水撤退に伴う早期精算について>

利水撤退に伴う精算には、事業実施計画の廃止が必要であり、ダム検証を経て対応方針が決定されることが前提となるため、早期に対応方針を決定していただきたい。

なお、利水撤退後のダム検証に必要な期間と費用は、撤退した利水者の責に帰すべきではなく、精算時期が遅れることにより増大する費用を利水者に負担させることがないようにしていただきたい。

名水工第 21 号

平成25年4月22日

国土交通省 近畿地方整備局長

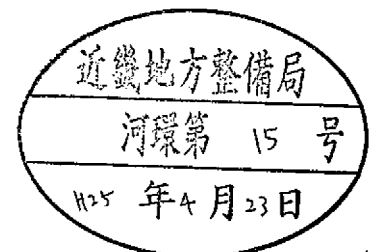
様

名張市長(水道事業) 亀井 利克



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における
流水の正常な機能の維持対策案等について(回答)

平成25年3月29日付国近整河環第57号で意見聴取の照会がありました
標記の件について、別紙のとおり回答いたします。



丹生ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等に対するご意見

団体名	名張市上下水道部
担当者名	水道工務室 室長 XXXXXXXXXX
連絡先(TEL)	XXXXXXXXXX
ご意見 1)流水の正常な機能の維持 対策案について (対策案の番号を記入の上、 ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複 数でも結構です。	意見なし
2)異常渇水時の緊急水の補 給対策案について (対策案の番号を記入の上、 ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複 数でも結構です。	渇水時の緊急水の補給対策案2:ダム再開発 比奈知ダムのかさ上げを検討されていますが、工事箇所 は、名張市水道の取水地点の上流となっており、濁水発生 等による水道の取水に影響が出ないように施工をしていた だきたい。

大水工計第 90 号
平成 25 年 4 月 22 日

国土交通省 近畿地方整備局長 様

大阪市水道局長



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における
流水の正常な機能の維持対策案等について（回答）

平成 25 年 3 月 29 日付、国近整河環第 57 号にて意見照会のありました標題について、次のとおり回答いたします。

記

1. 回答内容
別紙のとおり

以上

（連絡先）

〒559-8558

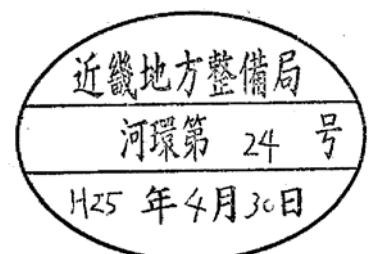
大阪市住之江区南港北 2 丁目 1 番 10 号
アジア太平洋トレードセンター ITM 棟 9 階
大阪市水道局工務部計画課

（担当： 〇〇〇〇）

TEL: 〇〇〇〇〇〇〇〇

FAX: 〇〇〇〇〇〇〇〇

E-mail 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇



丹生ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等に対するご意見

団体名	大阪市水道局
担当者名	工務部計画課 ■■■■■
連絡先 (TEL)	■■■■■
ご意見 1) 流水の正常な機能の維持対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	特になし
2) 異常渇水時の緊急水の補給対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	【対策案2】 ダムのかさ上げに要する事業費及維持管理費について、既存の利水者に、新たな負担が生じないように検討を進めていただきたい。



守水総第 367 号の 2

平成 25 年 4 月 30 日

国土交通省 近畿地方整備局長 様

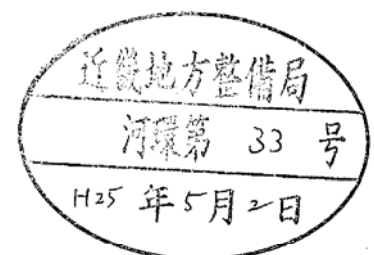
独立行政法人 水資源機構理事長 様

守口市水道事業管理者



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の
維持対策案等について（回答）

平成 25 年 3 月 29 日付貴国近整河環第 57 号ならびに貴 24 ダ事第 142 号にて、
ご依頼のありました、みだしのことについて、別紙のとおり回答いたします。



(別紙 2：意見提出様式)

丹生ダム建設事業の流水の正常な機能対策案等に対するご意見

団体名	守口市水道局
担当者名	■■■■■
連絡先 (TEL)	■■■■■
ご意見 1) 流水の正常な機能の維持対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	—
2) 異常渇水時の緊急水の補給対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	対策案 2 ダム再開発 治水および利水の総合的な判断が必要であり、この案に限らず、抽出された異常渇水時の緊急水の補給対策案に係る経費が利水者にとって負担とならないようにすべきである。補給対策のみで実施するなら、地下水取水が安価であり確実性があるとする。

上下水経第4号
平成25年4月30日

国土交通省 近畿地方整備局長 様
独立行政法人 水資源機構理事長 様

枚方市上下水道事業管理者



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における
流水の正常な機能の維持対策案等について(回答)

平成25年3月29日付け、国近整河環第57号、24ダ事第142号で意見聴取のありました件について、下記のとおり回答いたします。

記

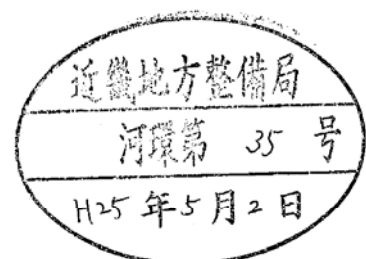
別紙、意見提出様式のとおり

担当 : 枚方市上下水道局 水道部
上下水道経営課

TEL :

FAX :

E-mail:



(別紙 2：意見提出様式)

丹生ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等に対するご意見

団体名	枚方市上下水道局
担当者名	上下水道経営課 [REDACTED]
連絡先 (TEL)	[REDACTED]
ご意見 1) 流水の正常な機能の維持対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載してください。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です	対策案に対する意見はありません。
2) 異常渇水時の緊急水の補給対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載してください。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です	【対策案 1. 3. 4】 対策案に対する意見はありません。 【対策案 2】 対策案に対する意見はありませんが、高山ダムのかさ上げ部分に係る建設及び維持管理費が、利水者への新たな負担とならないようにご配慮をお願いします。

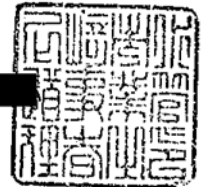
尼水計第 11 号の 2

平成 25 年 4 月 19 日

国土交通省

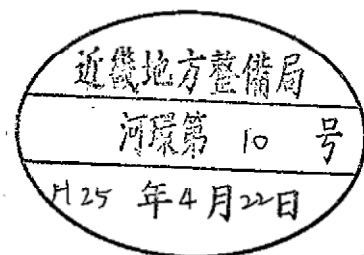
近畿地方整備局長 様

尼崎市水道事業管理者



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における
流水の正常な機能の維持対策案等について（回答）

平素は、本市の水道事業にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、平成 25 年 3 月 29 日付け国近整河環第 57 号により意見聴取のありましたことについて、別添のとおり回答いたします。



(別紙 2 : 意見提出様式)

丹生ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等に対するご意見

団体名	尼崎市水道局
担当者名	技術部計画推進課 [REDACTED]
連絡先 (TEL)	[REDACTED]
ご意見 1) 流水の正常な機能の維持対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です	—
2) 異常渇水時の緊急水の補給対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です	【対策案 2】 対策案に対する意見はありませんが、ダムのかさ上げ部分に係る建設及び維持管理費が、利水者への新たな負担とならないようにご配慮をお願いします。

伊水総第 32 号

平成 25 年 4 月 30 日

国土交通省 近畿地方整備局長

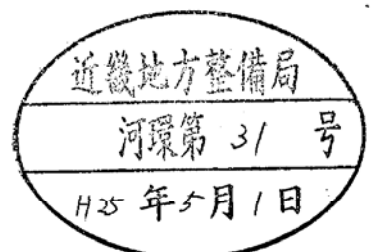
伊丹市水道事業管理



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の
正常な機能の維持対策案等について（回答）

平素から本市の水道事業に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 25 年 3 月 29 日付け国近整河環第 57 号及び 24 ダ事第 142 号により意見聴取のありました標記の件につきまして、別紙のとおり回答いたしますので、ご査収ください。



丹生ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等に対するご意見

団体名	伊丹市水道局
担当者名	総務部 主査 [REDACTED]
連絡先 (TEL)	Tel. [REDACTED] fax. [REDACTED]
1) 流水の正常な機能の維持対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	なし
ご意見 2) 異常渇水時の緊急水の補給対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	<対策案2> 対策案に対する意見はありませんが、ダムのかさ上げ部分に係る建設及び維持管理費が、利水者への新たな負担とならないようにご配慮をお願いします。

奈水第274号の2

平成25年4月8日

国土交通省 近畿地方整備局長

様

奈良市水道事業管理者



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策
案等について(回答)

平成25年3月29日付け国近整河環第57号、24ダ事第142号で意見聴取のあつ
た上記のことについて、別紙のとおり回答いたします。

〒630-8001

奈良市法華寺町264番地1

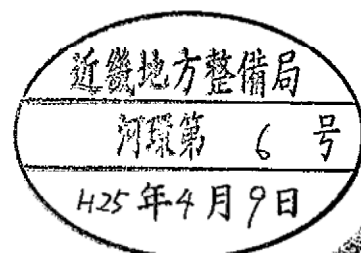
奈良市水道局業務部

経営管理課経営係

Tel

E-mail

ホームページ <http://www.h2o.nara.nara.jp>



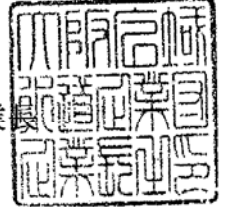
丹生ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等に対するご意見

団体名	奈良市水道局
担当者名	業務部 経営管理課 [REDACTED]
連絡先(TEL)	[REDACTED]
ご意見 2)異常渇水時の緊急水の補給対策案について	【対策案2】「ダム再開発(比奈知ダムかさ上げ)」について (意見) ①ダム再開発(比奈知ダムかさ上げ)を実施した場合、現在の利水者(奈良市、京都府、名張市)に、その費用負担が転嫁され負担増になることは受け入れられません。 また、再開発時の工事による水位低下等により、現状のダム運用ができなくなる場合の補償や渇水が発生した場合の対応策が必要です。

企企 第 1033 号
平成 25 年 4 月 25 日

国土交通省 近畿地方整備局長 様

大阪広域水道企業団企業



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の
維持対策案等の意見聴取に対する回答について

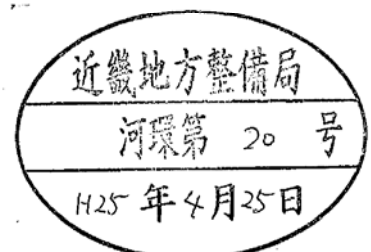
平素から当企業団の事業に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 25 年 3 月 29 日付け、国近整河環第 57 号で意見聴取のあった標記について、
別紙のとおり回答いたします。

担 当

大阪広域水道企業団経営管理部企画課

TEL



丹生ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等に対するご意見

団体名	大阪広域水道企業団
担当者名	経営管理部企画課企画グループ ■■■■■
連絡先(TEL)	■■■■■
ご意見 1) 流水の正常な機能の維持対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	第2回幹事会の配付資料である「参考2」の試算結果によると、淀川水系河川整備計画上の異常渇水に対する渇水対策容量を確保する必要はなく、計画的な渇水調整や節水対策などに対応できると考えます。 なお、代替案を実施する場合は、いずれの案についても既存の利水者に維持管理費等の新たな負担が生じないようにしていただきたい。
2) 異常渇水時の緊急水の補給対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	
その他	一刻も早くダム検証による対応方針を決定し、利水撤退に伴う精算協議に着手していただきたい。 なお、利水撤退後のダム事業の検証に必要な期間と費用は、撤退した利水者の責に帰すべきではなく、精算時期が遅れることによる増大費用を利水者に負担させないようお願いする。

阪水発第 13 号-2
平成 25 年 4 月 22 日

国土交通省 近畿地方整備局長 様

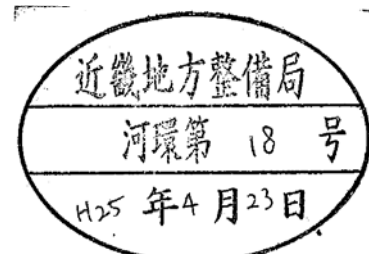
阪神水道企業団
企業長



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における
流水の正常な機能の維持対策案等について（回答）

平素から当企業団の事業に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 25 年 3 月 29 日付け国近整河環第 57 号及び 24 ダ事第 142 号により意見聴取のありました標記の件につきまして、別紙のとおり回答いたします。



丹生ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等に対するご意見

団体名	阪神水道企業団
担当者名	総務部 主査 XXXXXXXXXX
連絡先 (TEL)	XXXXXXXXXX
ご意見 1) 流水の正常な機能の維持対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。 2) 異常渇水時の緊急水の補給対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	【異常渇水時の緊急水の補給対策案1及び2】 ・琵琶湖の整備や既設ダムのかさ上げ等について、これにより既存利水者の維持管理費等の負担が増加することのないようお願いします。 【その他】 ・それぞれの案を実施する場合は、水量・水質等利水に影響の無いようお願いします。 ・平成17年の利水徹底表明後において、水資源機構を通じ幾度となく精算協議を開始して頂くよう申し入れてきましたが、未だ事前協議にすら応じて頂けておりません。利水全量撤退後において要した治水に係る調査等の費用やダム事業の検証に必要な期間と費用は撤退した利水者の責に帰すべきではなく、精算時期が遅れることによる増大費用を負担させることがないように再度認識頂くと共に、関係事業者の状況を鑑み、一刻も早く対応方針を決定し精算協議を開始して頂きますようお願いいたします。

関 土 建 発 第 1 号
平成 25 年 4 月 23 日

国土交通省
近畿地方整備局長 殿

関西電力株式会社
代表取締役



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における
流水の正常な機能の維持対策案等について（回答）

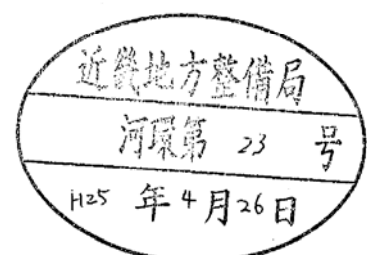
平素は、弊社事業に格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 25 年 3 月 29 日付 国近整河環第 57 号「丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について（意見聴取）」につきまして、添付のとおり回答いたします。

【添付】

丹生ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等に対する意見

以 上



丹生ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等に対する意見

団体名	関西電力株式会社
担当者名	土木建築室 土木グループ [REDACTED]
連絡先 (TEL)	[REDACTED]
意見 1) 流水の正常な機能の維持 対策案について	—
意見 2) 異常渇水時の緊急水の補 給対策案について	対策案にあげられている高山ダムならびに日吉ダムは、弊社の高山水力発電所、新庄発電所の取水ダムであります。一般的に水力発電所は、純国産の CO₂ を排出しない「再生可能エネルギー」として重要な電源であり、さらに、貯水池や調整池を持つ水力発電所は、電力需要が逼迫する時間帯における供給力の確保、年・週間調整や急激な需要の変動への追従性等、その運転特性から電力系統の安定運用に重要な役割を果たしており、高山発電所ならびに新庄発電所もその一役を担っているものであります。 ダムのかさ上げによる対策案においては、ダム水位の上昇等による弊社発電設備への影響や工事中における高山発電所ならびに新庄発電所の発電力の減少などが懸念されることから、検討を進められる場合には、それらについて十分配慮頂きたいと考えます。 また、東日本大震災以降、弊社供給エリア管内におきましても、電力の需給バランスが非常に厳しい状況が続いており、お客さまには一昨年の夏から三度にわたり節電のお願いをしている状況であります。 このような状況からも丹生ダムの対策案については、貴重な既設水力発電所の運用に与える影響についても十分配慮頂き、検討していただきたいと考えます。 なお、国のエネルギー政策においても、再生可能エネルギーのさらなる導入が求められる中、既設水力発電所の貴重な再生可能エネルギーへの影響が懸念される対策案を推進される場合においては、国の政策として総合的に公益と便益を比較衡量の上、エネルギー政策への影響等について、電気事業における監督官庁である資源エネルギー庁等を含む関係機関との十分な調整が必要と考えます。

三用管発第1号
平成25年4月22日

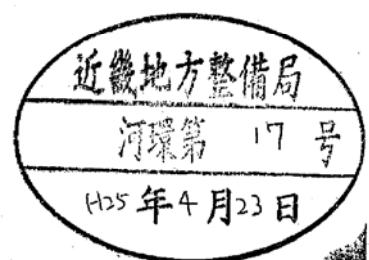
国土交通省
近畿地方整備局長
[redacted] 殿

中部電力株式会社
代表取締役社長
社長執行役員
[redacted]



丹生ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等に対する
意見について（回答）

日頃は弊社事業に格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
標記について、別添のとおり回答いたしますので、よろしくお願いいたします。



国土交通省近畿地方整備局河川部河川環境課 宛

丹生ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等に対するご意見

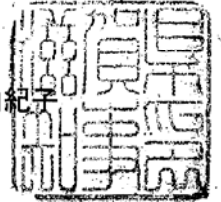
団体名	中部電力株式会社
担当者名	三重支店 用地部不動産管理課 ■■■■■
連絡先(TEL)	■■■■■
ご意見 1) 流水の正常な機能の維持対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載してください。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	
2) 異常渇水時の緊急水の補給対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載してください。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	異常渇水時の緊急水の補給対策案2：ダム再開発(比奈知ダムのかさ上げ) ダムのかさ上げに係る詳細事項が不明である現状においては、発電設備および運用(工事期間中の発電制約を含める)に与える影響は不明確ではありますが、弊社としてはかさ上げにより電力の安定供給に支障をきたすことを懸念しております。 したがって、具体化する場合には弊社と事前に十分な調整を実施していただきますようお願いいたします。

滋 流 政 第 85 号

平成 25 年(2013 年) 4 月 26 日

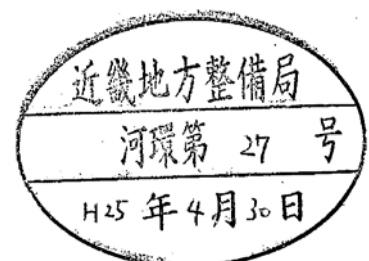
国土交通省 近畿地方整備局長 様
独立行政法人 水資源機構理事長 様

滋賀県知事 嘉田 由紀子



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等
について（回答）

平成 25 年 3 月 29 日付け国近整河環第 57 号、24 ダ事第 142 号で意見聴取のあった丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙-2 のとおり回答します。



丹生ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等に対するご意見

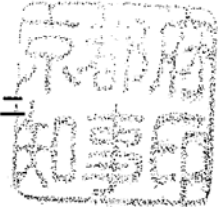
団体名	滋賀県
担当者名	琵琶湖政策課 流域治水政策室 (担当) 流域治水政策室 : XXXXXXXXXX
連絡先 (TEL)	XXXXXXXXXX
ご意見 1) 流水の正常な機能の維持 対策案について (対策案の番号を記入の上、ご 意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数 でも結構です。	対策案 3 : 水系間導水 (余呉湖経由) 約 300 億円 対策案 4 : 地下水取水 約 900 億円 検討主体が、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施 要領細目」に基づいた概略評価により独自に抽出されたものであ りますが、いずれの対策案も詳細な内容が不明であるため、現段 階では意見を留保します。 今後、検討主体が詳細な内容を明示した上で、コスト・実現性 等の評価軸に基づく目的別の総合評価、検証対象ダムの総合的な 評価及び検討主体の見解を示し、改めて本県と協議されたい。
2) 異常渇水時の緊急水の補 給対策案について (対策案の番号を記入の上、ご 意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数 でも結構です。	対策案 1 : 河道外貯留施設 (内湖掘削) 約 5,300 億円 対策案 2 : ダム再開発 約 1,100 億円 対策案 3 : 水系間導水 約 1,000 億円 対策案 4 : 地下水取水 約 600 億円 検討主体が、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施 要領細目」に基づいた概略評価により独自に抽出されたものであ りますが、いずれの対策案も詳細な内容が不明であるため、現段 階では意見を留保します。 今後、検討主体が詳細な内容を明示した上で、コスト・実現性 等の評価軸に基づく目的別の総合評価、検証対象ダムの総合的な 評価及び検討主体の見解を示し、改めて本県とも協議されたい。

5 河 第 2 0 9 号
平成25年4月26日

国 土 交 通 省 近畿地方整備局長 様

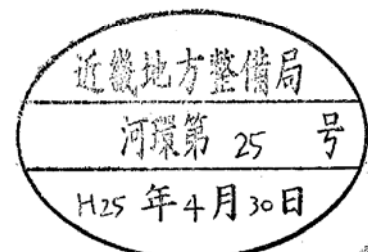
独立行政法人 水資源機構理事長 様

京都府知事 山田 啓二



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の
正常な機能の維持対策案等について（回答）

平成25年3月29日付け国近整河環第57号、24ダ事第142号で意見聴取のこと
について、別紙のとおり回答します。



丹生ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等に対するご意見

団体名	京都府
担当者名	建設交通部河川課流域担当 [REDACTED]
連絡先(TEL)	[REDACTED]
ご意見 1)流水の正常な機能の維持対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	
2)異常渇水時の緊急水の補給対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	(対策案4における『地下水取水』) 対策案における「環境省全国地盤環境情報ディレクトリ」の想定井戸のうち、京都府内においては、地下水の保全及び地盤沈下の防止を目的とした「地下水採取の適正化に関する条例」等を制定し、地下水利用の規制や制限を行っている市町もあることから、地下水位の低下や地盤沈下等防止の観点から十分協議されたい。

河整 第1143号
平成25年4月30日

国土交通省 近畿地方整備局長 様

大 阪 府 知



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の
維持対策案等の意見聴取に対する回答について

平素から本府の河川事業に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成25年3月29日付けで意見聴取のあった標記について、別紙のとおり回答いたします。

担 当

大阪府都市整備部河川室総務 G



TEL



近畿地方整備局

河環第 26 号

H25 年 4 月 30 日

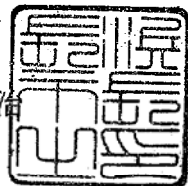
丹生ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等に対する意見

団体名	大阪府
担当者名	都市整備部 河川室 河川整備課 総務 G ■■■■
連絡先(TEL)	■■■■
ご意見 1) 流水の正常な機能の維持対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	
2) 異常渇水時の緊急水の補給対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	意見 大阪府としては、第2回幹事会の配布資料である「参考—2」の試算結果を踏まえると、淀川水系河川整備計画で対象としている異常渇水対策として丹生ダム等で容量を確保する必要はなく、計画的な渇水調整や節水対策などで対応できていると考えています。したがって、代替案としましては、いただいた資料にある『需要面・供給面での総合的な対応』を実施することが有効な対策であると認識していますが、検証に必要となる手続きとして、以下のとおり対策案に関する意見を提出します。 対策案4 対策案にある地下水取水については、地盤沈下が進行していた昭和40年代の北摂及び東大阪地域と同規模の取水量となっています。大阪では地盤沈下により治水環境が悪化し、洪水や高潮による浸水被害を被り、水源開発への参画や淀川を水源とする水道・工水事業を進めてきた経緯があることから、社会的影響を考えると、代替案として適切ではないと考えます。

長道河第 65号
平成25年4月30日

国土交通省 近畿地方整備局長 様
独立行政法人 水資源機構理事長 様

長浜市長 藤井 勇治



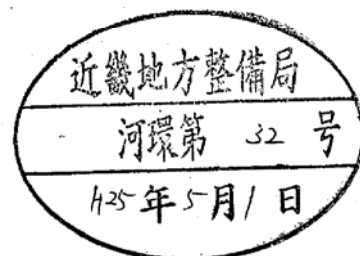
丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案
等について

(意見の提出)

平素は、治水行政にご尽力賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成25年3月29日付け国近整河環第57号並びに24ダ事第142号で
意見聴取のありました、丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正
常な機能の維持対策案等について、別紙により意見を提出します。

つきましては、1日も早く検証作業を終え、全ての効果の発現が最も早い丹
生ダム建設に着手し、治水安全度・流水の正常な機能を高め、渇水対策容量を
確保され、地域が安全で安心して暮らせる環境を得られるよう、お願い申しあ
げます。



丹生ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等に対する意見

団体名	滋賀県長浜市
担当者名	長浜市長 藤井勇治
連絡先 (TEL)	担当課：長浜市都市建設部道路河川課 【担当： 】 電話 FAX
意見 1) 流水の正常な機能の維持対策案について (対策案番号記載のこと)	【A案】 ○建設予定地の地元が、下流地域の人々のためと苦渋の決断をして了解した事業であり、整備期間も見え、効果も検証されていることから、最適案と考える。 【対策案3】 ○整備に要する期間が不明確であり、効果の発現期を明示されたい。 ○現に琵琶湖から余呉湖への農業用水の補給により、余呉湖では水質悪化や外来魚の増加につながっている。今後更なる余呉湖への水補給は、水質悪化や生態系への悪影響が計り知れず、漁業関係者の理解が得られない。 ○琵琶湖の取水制限がかかるような渇水時期に琵琶湖の水を汲み上げることに對し、関係利水者の理解が得られない。 【対策案4】 ○地下水の取水計画区域では、すでに水道水を始め生活水として地下水が利用されており、渇水期には水位低下により取水に大変苦慮している状況にある。今後更なる地下水の取水は、現に利用している利水者へ重大な悪影響を及ぼすことは明白である。 ○多量の地下水汲み上げによる地盤沈下が懸念され、住環境に悪影響を及ぼすことから、社会的影響が大きく現実的な対策案でない。
2) 異常渇水時の緊急水の補給対策案について (対策案番号を記載のこと)	【ダム建設A案】 ○建設予定地の地元が、下流地域の人々のためと苦渋の決断をして了解した事業であり、整備期間も見え、効果も検証されていることから、最適案と考える。 【ダム建設B案】 ○瀬田川改修に要する期間が不明確であり、効果の発現期を明示されたい。 ○洪水が予想されるような降雨時に、確実に琵琶湖の緊急放流が実施できるとは考えられない。緊急放流が間に合わない場合、琵琶湖沿岸部の低地が浸水被害を受けることとなるが、その対策を明示されたい。また、洗堰からの緊急放流時に下流域ではすでに大雨になっていることが予想されるが、下流府県の了解は得られるか。 ○堤高がA案より低くなることから、満水位より上部にある買収済みの森林等の維持管理等、今後の対策を明示されたい。 ○琵琶湖の水位上昇による湛水被害を受ける区域を多く抱える本市として

	は到底受け入れることができない案である。 【対策案１】 ○コストが莫大であり、現実的な対策案でない。 【対策案２】 ○丹生ダム事業が４０数年経過しても建設されていない状況において、すでに現存するダムとはいえ、４ダムの嵩上をするには新規ダム建設程度の期間を要すると考えられ、現実的な対策案でない。 【対策案３】 ○整備に要する期間が不明確であり、効果の発現期を明示されたい。 ○導水路等の用地取得に要する期間が不明確であり、現実的な対策案でない。 【対策案４】 ○地下水汲み上げによる地盤沈下等、社会的影響が非常に大きく、現実的な対策案でない。
その他全般	○ダム案には、ダム建設に必要となる道路や周辺の整備経費が含まれているが、ダム以外の対策案には、荒れ果てた道路や森林などのダム予定地及びダム周辺地における整備経費が算定されていない。また、それぞれの案にどれだけの維持管理経費が必要なのかも不明である。再評価実施要領細目にもあるように、コストについても、その対策に係るすべての経費を早く明らかにしたうえで比較すべきである。 ○貯水型ダムを建設しない場合、ダム計画により買収した森林をどのように管理されるのか。維持管理を怠れば森林は荒廃し、本来森林の持つ多面的機能が低下することは必至であり、現にダム建設予定地周辺の森林は保水力の低下や土砂流出の危険性が増大している。治水対策や渇水対策として計画してきたダム事業に起因して高時川の治水安全度が低下し、渇水の危険性が増すことが懸念される状況にあり、買収地の管理をしっかり実施することが肝要である。 ○協議や検討ばかりに時間を要し、ダム建設本来の目的が果たせないまま４０数年が経過している。建設予定地の地元は、下流地域の人々のためと苦渋の決断をしてダム建設の了解をしているものである。一刻も早く検討を終わらせ、全ての効果の発現が一番早い丹生ダム建設に着手し、一日も早く治水安全度・流水の正常な機能を高め、渇水対策容量を確保する必要がある。 ○琵琶湖があるから異常渇水対策は必要ない、と考えることはできない。琵琶湖の異常な水位低下が、琵琶湖の生態系や環境に大きな悪影響を及ぼすことは、平成６年の異常渇水時に私たちは経験している。一度環境が悪化すれば、琵琶湖の環境はなかなか元に戻らないことから、異常渇水対策容量はしっかりと確保する必要がある。 ○今回の意見は、対策案がすべての評価軸（コストについても単なる建設経費のみでなく、維持管理経費などすべての経費を含めた額を示して）により評価されてから求めるべきものであると考える。十分な比較ができない

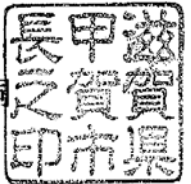
	現時点において、長浜市として意を尽くした意見が出せないことから、すべての評価軸で適正に評価されてからのちに改めて意見を求められたい。
--	---



甲建事第 19 号
平成 25 年 (2013 年) 4 月 30 日

国土交通省 近畿地方整備局長 様
独立行政法人 水資源機構理事長 様

甲賀市長 中 嶋 武 嗣



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について
(回答)

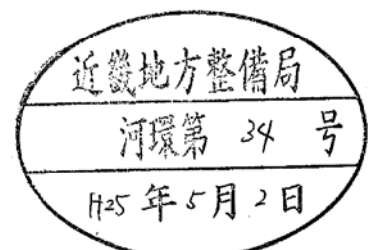
平素は、当市土木行政全般に対しまして、ご理解ご協力をいただきありがとうございます。
す。

さて、標記の件について「別紙 2：意見提出様式」のとおり回答いたします。

甲賀市役所 建設部 建設事業課
事業調整係 担当：[redacted]

Tel：[redacted] Fax：[redacted]

Mail：[redacted]



丹生ダム建設事業の流水の製畳な機能の維持対策案等に対するご意見

団体名	甲賀市
担当者名	甲賀市 建設部 建設事業課 [REDACTED] 甲賀市 産業経済部 農村整備課 [REDACTED]
ご連絡先 (TEL)	[REDACTED] [REDACTED]
ご意見 1) 流水の正常な機能の維持対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載してください。) ※ご意見をいただく対策案は複数でも結構です。	特にありません。
2) 異常渇水時の緊急水の補給対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を掲載してください。) ※ご意見をいただく対策案は複数でも結構です。	対策案 2 当地域に設置されております野洲川ダムに関しては、ご承知のとおり、2009年度に全面改修を完了されたばかりであり、再びかさ上げを行うということに関しては、調整が非常に困難ではないかと考えられます。 また、対策を検討される前提条件となっております異常渇水時の緊急水の補給容量についてであります。どれだけの容量が必要となるのかをしっかりと検証いただいた上で、併せてご検討いただきたいと思います。

名 都 整 第 6 号
平成25年4月23日

国土交通省 近畿地方整備局長 [REDACTED] 様

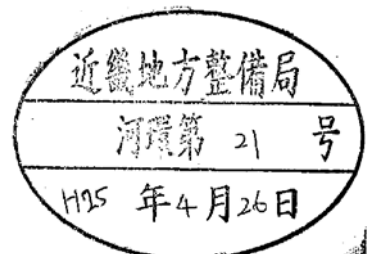
独立行政法人 水資源機構理事長 [REDACTED] 様

三重県名張市長 亀井利克



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における
流水の正常な機能の維持対策案等について（回答）

平成25年3月29日付、国近整河環第57号24ダ事第142号で照会のありました
標記の件について、意見聴取の依頼がありましたが、特に意見はない旨、回答させていた
だきます。

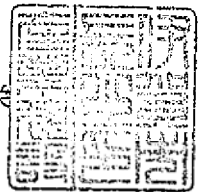




伊建公第 9 号
平成25年 4月 8日

国土交通省 近畿地方整備局長 様

伊賀市長 岡本 栄



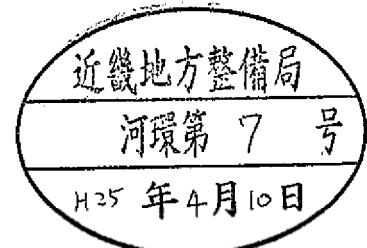
丹生ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等に対する
意見について（回答）

平成25年3月29日付国近整河環第57号により照会のあったみだしのこと
につきまして、別紙2：意見提出様式により意見書を送付します。

伊賀市建設部 公共事業対策室

TEL FAX

E-MAIL ;



(別紙 2 : 意見提出様式)

丹生ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等に対するご意見

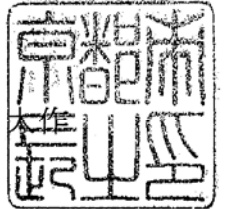
団体名	伊賀市
担当者名	建設部 公共事業対策室 ■■■■
連絡先 (TEL)	■■■■
ご意見 1) 流水の正常な機能の維持対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	
2) 異常渇水時の緊急水の補給対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	対策案 2 ダム再開発 ・背水位の上昇が最上流部まで及び、その水位上昇がもたらされる伊賀市治田自治会、同位民の混乱が危惧される。

建水河第10号

平成25年4月30日

国土交通省 近畿地方整備局長 様
独立行政法人 水資源機構理事長 様

京都市長 門川



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の
維持対策案等について（回答）

平成25年3月29日付け、国近整河環第57号及び24ダ事第142号で意見聴
取があった標記の件について、下記のとおり回答します。

記

本市においては、特に意見はございません。



5南土道第 140 号
平成25年4月18日

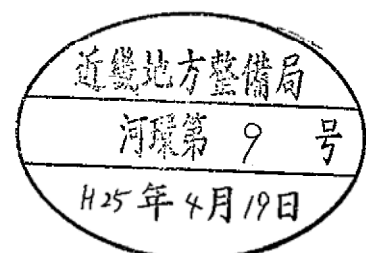
国土交通省 近畿地方整備局長 様

京都府南丹市長 佐々木 稔納



丹生ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等
に対する意見について（回答）

平成25年3月29日付、国近整河環第57号及び24ダ事第142号で国土交通省
近畿地方整備局長並びに独立行政法人 水資源機構理事長より照会のありました標記の
ことについて、別紙のとおり回答いたします。



丹生ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等に対する意見

団体名	京都府南丹市
担当者名	南丹市土木建築部道路河川課 [REDACTED]
連絡先(TEL)	[REDACTED]
意見 1)流水の正常な機能の維持対策案について	
2)異常渇水時の緊急水の補給対策案について	対策案2『ダム再開発（日吉ダムかさ上げ）』 ・ 日吉ダム所在地の市として、建設に係わられた地元の皆様のご尽力、ご苦勞を忘れることが出来ない。日吉ダム建設後、洪水調整により下流域への被害を最小限に食い止めていただいていることは事実である。日吉ダムの建設時に、本市は保津峡の開削を一つの条件としてきた経過がある。「犠牲を犠牲としない」河道の早期整備が第一と考える。 ・ 検討材料として、日吉ダムのかさ上げ（H=5.1m）に係る上流部への影響範囲のご提示を頂きたい。 ・ 日吉ダムは平成6年に「地域に開かれたダム」の第1号として認定され、ダムと一体となった周辺整備が行われ、ダム上流には、「府民の森ひよし」、「宇津峡公園」、「梅ノ木谷公園」の野外体験型施設などが整備されている。更に直下流には、「道の駅スプリングスひよし」の観光施設が整い、ダムを含む周辺施設の来訪者数は年間約54万人と、その役割は大きいものがある。かさ上げによる下流側からの圧迫感、洪水時最高水位の上昇に伴う施設の縮小が懸念される。 ・ 貯水位が高くなると冷水放流が多くなることが考えられ、優良な鮎の漁場での鮎の生育や水稻への影響が懸念される。

5 南 総 第 9 7 号

平成25年4月30日

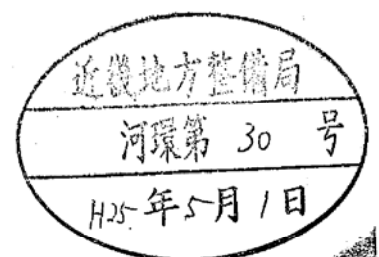
国土交通省 近畿地方整備局長 様

南山城村長 手 仲 圓 春



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案について（意見）

平成25年3月29日付け、国近整河環第57号で照会のありました上記の件について、別添のとおり回答します。



丹生ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等に対するご意見

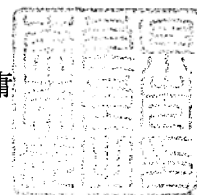
団体名	南山城村
担当者名	■■■■■
連絡先(TEL)	■■■■■■■■■■
ご意見 1) 流水の正常な機能の維持対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	
2) 異常渇水時の緊急水の補給対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	対策案2 住居移転、用地取得等困難が予想される



奈 建 河第 11 号
平成 25 年 4 月 23 日

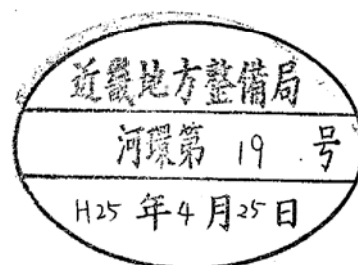
国土交通省 近畿地方整備局長

奈良市長 仲川 元庸



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について
(回答)

平成 25 年 3 月 29 日付け国近整河環第 57 号、24 ダ事第 142 号で照会のあった標記
の件につきまして、別紙のとおり回答いたします。



丹生ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等に対するご意見

団体名	奈良市建設部下水道室河川課
担当者名	河川課長 ■■■■■ 課長補佐 ■■■■■
連絡先(TEL)	■■■■■
ご意見 1)流水の正常な機能の維持対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	
2)異常渇水時の緊急水の補給対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	対策案2について 高山ダムの貯水池は本市の月ヶ瀬地区に位置し、その周辺の渓谷沿いに広がる月ヶ瀬梅林は、ダム湖と梅林が調和した美しい景観を形成している。このため嵩上げによりダム湖の水位の変化が景観に影響を与える可能性が有り、十分な検討が必要です。

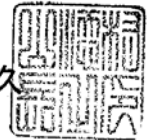


山 添 地 域 号 外
平成25年 4月30日

国土交通省 近畿整備局長 様
独立行政法人 水資源機構理事長 様

奈良県山辺郡山添村

山添村長 窪 田 剛 久

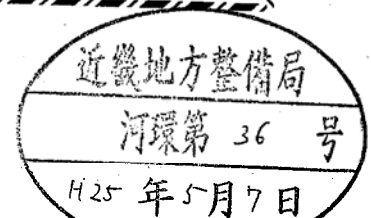


丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の
正常な機能の維持対策案等について

(意見報告)

平成25年3月29日付け、国近整河環第57号並びに24ダ事第142号で意見聴取のありました、標記のことについて別紙のとおり報告します。

問い合わせ	
山添村役場 地域振興課	
TEL	[Redacted]
FAX	[Redacted]
mail=	[Redacted]



丹生ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等に対するご意見

団体名	山 添 村
担当者名	
連絡先(TEL)	山添村役場地域振興課
ご意見 1) 流水の正常な機能の維持対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	① A案。丹生ダム(多目的ダム)の建設が妥当と考える。 理由=高時川の流水確保。為、他の河川や下流である琵琶湖や湖いでは海からの海水により確保する方が適策といえない。高時川は枯りでは無いのだから、その川を堰止め、水を蓄えるのが本筋と考える。
2) 異常渇水時の緊急水の補給対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	② B案の丹生ダム建設が妥当と考える。 異常渇水時の緊急水の補給について、上流の多目的ダム、貯留水、放流により直接的に流量調整が出来、川の維持対策の事由同様です。 加えて丹生ダムの建設に向けて用地確保完了済みである水没予定地の家屋移転も完了しており、付帯事業は全て完了している中から建設計画は周到な調査の結果の下と意思する故に概ね順調です。